

令和2年9月1日

休業要請外支援金申請書類の事前確認に
ご協力いただいた司法書士の皆様へ

大阪府休業要請外支援金申請事務局

**休業要請外支援金申請書類の事前確認にかかる報償金の
源泉徴収税額算定誤りに伴う差額振込みについて**

平素から大阪府の商工労働行政にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、標記の申請書類の事前確認を行っていただきました司法書士の皆様には、個人事業主の支援金申請支援にご協力いただき、誠にありがとうございました。

事前確認にかかる報償金については、順次、ご指定の口座にお支払いをさせていただいておりますが、既にお支払いしました報償金のうち一部について、下記のとおり源泉徴収税額が過大になっていることが判明いたしました。

つきましては、これにかかる差額につきまして、9月7日以降に改めて振込みをさせていただきますと予定しております。

該当する司法書士の皆様には、ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

記

【原因】

司法書士の皆様への報酬については、1回に支払われる額から1万円を控除した額に10.21%の税率を乗じて源泉徴収税額を算出すべきところ、1万円を控除せずに算出したため、源泉徴収税額が過大になったもの

(例) 報償金申請額が5千円のときの源泉徴収税額

誤) 報償金5千円×10.21%=510円

正) 報償金(5千円-1万円)×10.21%=0円

差額) 510円

(例) 報償金申請額が1万円のときの源泉徴収税額

誤) 報償金1万円×10.21%=1,021円

正) 報償金(1万円-1万円)×10.21%=0円

差額) 1,021円

※今般の差額振込みの対象となる方のうち、報償金申請額が1万円以上の方の差額は1,021円となります。

【差額の振込について】

報償金をお支払いした口座に、9月7日以降に振込みをさせていただきますと予定です。

<連絡先>

大阪府休業要請外支援金申請事務局

(商工労働部成長産業振興室) TEL: 06-6941-0351 (内線4682)